

1. 案件の概要	
事業名（対象国名）： フィリピン・中部ルソン地域における児童養護施設のこども達の健全育成と自立のための施設職員能力強化プロジェクト	
事業実施団体名： 特定非営利活動法人アクション	分野： 社会福祉
事業実施期間： 3カ年/ 2012年10月1日～2015年9月30日	事業費総額： 64,468千円
対象地域： フィリピン共和国第三地域中部ルソン（オロンガポ市、サンパレス州、タルラック州、パンパンガ州、ブルカン州、バタアン州、ヌエヴァ・エシハ州	ターゲットグループ： 対象地域にある児童養護施設のハウスペアレント（250名）およびソーシャルワーカー（100名）、社会福祉開発第三地域事務所のオフィサー（6名）
所管国内機関： 東京国際センター	カウンターパート機関： 社会福祉開発省 第三地域事務所
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>提案団体による児童養護施設へ入所しているこども達が十分なケアを受けるための支援の一環として、長年支援を実施してきた。加えて、フィリピンにおいて DSWD（社会福祉開発省：以降 DSWD）が主体となって実施するハウスペアレント向けの研修はこれまで存在せず、民間レベルでもハウスペアレント向けの研修は実施された事がなかった。そのため、DSWD 第三地域事務所と協議を重ねる中で、児童養護施設のハウスペアレントのための研修の必要性が認められ、先方政府からの協力体制もあることから、本事業の提案に至った。</p> <p>1-2 協力事業内容</p> <p>(1) 上位目標： 対象地域の児童養護施設で生活するこども達がよりよい養育を受けられるようになる</p> <p>(2) プロジェクト目標： 対象地域において、児童養護施設のハウスペアレントの研修制度が他地域へのモデルとして確立される</p> <p>(3) 成果1： ソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修プログラムが開発される 成果2： クラスタを基盤とするハウスペアレント向けの研修の実施体制が確立される 成果3： 2015年までに各施設のソーシャルワーカーとハウスペアレントの現場対応能力が向上する</p> <p>(4) 活動1:</p> <p>1-1) 児童養護施設が抱える問題に関するベースライン調査を実施する。 1-2) 2013年から2014年にソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修プログラム開発のための計画を作成する。 1-3) 2015年までソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修プログラム検討会議を社会福祉開発省オフィサーとともに月1回以上実施する。 1-4) 2013年に本邦研修を実施し、日本の研修やクラスタの仕組みについて学ぶ。 1-5) 2013年から2015年にソーシャルワーカー向けの研修マニュアルとハウスペアレント向けの研修教材（モジュール）を開発する。</p> <p>活動2:</p> <p>2-1) クラスタを基盤とするソーシャルワーカーとハウスペアレントのネットワークを編制し確立する。 2-2) 2014年から2015年にクラスタごとのトレーニングを各施設持ち回りで開催する。</p> <p>活動3:</p> <p>3-1) 2014年から2015年にソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修を実施する。</p>	

2. 評価結果

妥当性

※DAC 評価 5 項目の
妥当性に相当。

【事業の妥当性は高い】

本事業では、「ハウスペアレントの基準（「Regional Administrative Order（行政規程）NO.148：House Parenting Standard in Centers and Institutions for Children Operating in Central Luzon）」及び本基準をもとに「ソーシャルワーカー及びハウスペアレントのための研修プログラム」が作成された。

研修の対象となるハウスペアレントは施設でこども達の生活・養育に直接関わっており、こどもの権利に基づいてこどものケアを行なうことが非常に重要であることから、前述の研修プログラムはこどもの権利に基づいて内容が構成されているほか、2010年2月24日の国連総会にて採択された決議「Guidelines for the Alternative Care of Children」の71番にも相応する内容となっている。

ベースライン調査及び研修ニーズ分析の実施により、研修プログラムの内容はターゲットグループのニーズに合致している。

また、本研修プログラムはソーシャルワーカーをマスタートレーナーとして育成し、ソーシャルワーカー自身がハウスペアレントを教育するというアプローチ方法をとったことにより、研修の実施を通じて各施設にハウスペアレントのトレーナーとなる人材が育成された。本事業では地方政府が運営する施設のソーシャルワーカーやハウスペアレントに対してもアプローチを行なっていることから、地方レベルでの社会福祉サービスが十分に機能することを目指すDSWDの3ヶ年戦略プログラムを補う事業であるとDSWDのProtective Services Bureau（児童保護局）の局長より評価を受け、全国規模での研修プログラムの実施に向けても協議が進んでいる。

このことから、本事業において計画・実施された各活動がプロジェクト目標の達成に貢献し、その成果として他地域へのモデルとなる研修プログラムが確立されたといえることができる。

カウンターパートであるDSWD第三地域事務所はもちろん、実施対象となったNGOが運営するパートナー施設からも研修の意義が賛同されるとともに、パートナー施設のみではなく、非パートナー施設からも事業終了後も研修の継続実施を希望する声が挙がっている。以上の事から、当会の事業目的及び本事業の内容とターゲットグループのニーズは合致しており、DSWDのプログラムや国際連合の決議内容とも符合しているといえることができる。

<p>実績とプロセス</p> <p>※DAC 評価 5 項目の効率性に加え、プロセス・マネジメントの適切性も検証。</p>	<p>【効率性およびプロセス・マネジメントの適切であった】</p> <p>契約金額の範囲内で事業が実施され、必要な活動をほぼ実施することができた。しかし、日本円の急激な下落を受け、事業開始時には2013年度より毎年実施する予定であった課題別専門家の現地派遣については2013年度のみとし、2014年度以降は日本での会合や必要な資料・情報の提供等を通じて技術支援を行なっていただいた。</p> <p>なお、本活動の縮小にあたってはJICA国内機関と協議を行ない、為替の大幅な変動により海外活動諸費が大きく減額したことによるやむを得ない理由であったことをJICA側と合意している。それ以外の費目については活動に支障が出ない範囲で出来る限り支出を抑えたほか、2013年度のDSWDとの定例会議において、事業実施費用の共同負担についても協議を行ない、DSWD側へ協力を要請し、会議及び研修開発・実施費用についてコストシェアが実現したことも活動費の増額及び必要な活動を予定通り実施するための大きなサポートになった。</p> <p>課題別専門家の現地派遣以外については当初の計画通り投入され、全ての活動が実施された。計画実施レビュー時にベースライン調査の実施及びそれに続く研修マニュアル・教材の開発・研修の実施等の活動の実施時期を変更した。計画変更の理由は、ベースライン調査の開始時期が遅れたためである。多くの施設が3年間という長期間のプロジェクトに強制的に拘束されることを懸念し、アクション・DSWD・施設の三者間で結ぶMOA (Memorandum of Agreement) への署名になかなか踏み切れずにいたこと、施設によってはこういった書類の承認や署名に煩雑な手続きが必要であったことなどが理由として挙げられる。</p> <p>また、フィリピンにおいて1年の中で最も重要な宗教行事であるクリスマスの時期や年末に向けた報告書の作成時期とも重なってしまったため、ベースライン調査を実施することができなかった。しかし、ハウスペアレントの職務の実情や研修会場と各施設の距離に鑑み、1回の研修で複数のモジュールを実施したことからハウスペアレント向けの研修の実施期間が予定より短縮され、計画の遅れを取り戻すことができた。</p> <p>さらに、事業開始当初はカウンターパートである DSWD 第三地域事務所の事業担当オフィサーとの会議は月に2回を計画していたが、2年目からは計画実施レビューを経て月に1回に計画を変更した。担当オフィサーはそれぞれが施設長を務める施設の運営、DSWD 本省からの要求・要請にも応じるため、常に多忙な状態が続いていることが要因となり、会議の日程調整が常に課題となっていた。</p> <p>そのため、会議の頻度を月1回に変更しても事業の実施に影響が出ないことを十分に検討したうえで計画変更を行なった。また、DSWD 第三地域事務所の施設長会議と同一の日程で本事業に関する定例会議を実施するなど、できるだけ全員が会議に出席できるよう工夫を行なった。</p> <p>計画実施レビュー後に、現地アドバイザーを新たに投入したことも本事業のアウトプット達成のために極めて重要な活動となった。本投入によってDSWD第三地域事</p>
---	---

	<p>務所及び当会プロジェクトスタッフのトレーニングマネジメント・モジュール開発に関する能力強化のための研修が計画・実施された。これによって、ターゲットグループのニーズにより合致した研修プログラム及びマニュアル・教材の開発及びソーシャルワーカーやハウスペアレント向けの研修プログラム実施を実現することができた。</p> <p>前述の各研修は本事業で確立された6つのクラスター毎に計画・実施されたが、クラスター6は所属する施設のソーシャルワーカー及びハウスペアレントの数が非常に少なかったため、費用対効果を鑑み、第1回目のハウスペアレント向け研修はクラスター4と、第2回目の研修はクラスター5と合同で研修を実施した。また、クラスター毎の研修は基本的に各施設持ち回りで実施されたが、中には施設の規模や設備上、研修に使える会場や参加者のための宿泊設備がない施設があったため、その場合には施設の近くに研修会場等を確保し研修を実施した。それにより、当初の計画よりも研修実施費用が多く必要になったため、パートナー施設より研修に必要な備品、食事等の調整、マンパワーの提供、コストシェア等の協力を経て、研修を実施した。</p>
<p>効果</p> <p>※DAC 評価 5 項目の有効性及びインパクトに相当。</p>	<p>【有効性およびインパクトは高い】</p> <p>事業提案時にはハウスペアレント向けの研修制度は存在しなかったが、本事業の成果として「ハウスペアレントの基準（「Regional Administrative Order（行政規程）NO. 148: House Parenting Standard in Centers and Institutions for Children Operating in Central Luzon）」が、フィリピン全国で初めて認可され対象地域に設置されたのを機に、本基準をもとにソーシャルワーカー及びハウスペアレントのための研修プログラムが開発された。</p> <p>また、DSWD第三地域事務所がハウスペアレントの基準を認可したことにより、本地域における児童養護施設のハウスペアレントの能力は本基準に達することが目標となるため、DSWD第三地域事務所として全ての児童養護施設に対してハウスペアレントやソーシャルワーカーの能力強化・育成プログラムを計画・実施していくことが必須となった。更に、研修プログラムの内容はDSWD本省からも評価を受け、全国規模での研修プログラムの実施に向けて協議が進んでいる。このことから、前述の成果はプロジェクト目標の達成に貢献したといえることができる。</p> <p>また、本事業の実施により、対象地域に6つのクラスターが確立され、クラスターを基盤としてハウスペアレント向けの研修が実施されるようになった。本研修に参加したソーシャルワーカー56名が研修を修了し、そのうちの50名が現在までハウスペアレントに対して研修を実施することで教育面における指導・監督を行なっている。施設内でこどもの養育に直接携わるハウスペアレントの能力が向上することは、「対象地域の児童養護施設で生活するこども達がよりよい養育を受けられるようになる」という本事業の上位目標にもつながるため、本事業のプロジェクト目標及び上位目標の達成にも繋がる重要な成果であったといえる。</p> <p>本事業を通じてハウスペアレントの基準がハウスペアレントやソーシャルワーカー</p>

	<p>カーに対して広く知られるようになった一方で、一部の施設長や他の施設職員の本基準に対する理解不足が今後の課題として挙げられる。特に施設職員を統括し、施設の事業運営の指揮を執る施設長に対してハウスペアレントの基準及び基準に基づく研修プログラムに関する理解を促進することで、より多くの施設においてこれまで以上の変化が期待できると考えられる。</p> <p>他方で、ある施設ではソーシャルワーカー及びハウスペアレントが研修を受けたことにより、研修で得た知識や経験を活かし、施設が独自で実施するプログラムの改善に貢献した。また、ある施設ではハウスペアレントの基準が団体の運営マニュアルの改訂時に参考文献として役立てられた。これらは本事業を通じて得られた予期せぬ効果といえることができる。</p> <p>また、本事業を通じて確立した中部ルソン地域の38の児童養護施設とのパートナーシップを活用し、2013年より当会独自の事業として「チカラプロジェクト」を実施している。本プロジェクトでは、施設のこども達の自立をサポートするためのヘアカットスキルの習得をはじめとする職業訓練の機会の提供や、こども達が自身の特技を活かす・好きなことに打ち込む機会をつくるための無料のダンス・空手等のレッスンの提供を行なっている。資金的余裕がなくこども達にこういった機会を提供することが難しい施設に代わり、こういった活動を行なうことにより、こども達の心身育成に対するアプローチを行なっている。本プロジェクトにより、参加するこども達に対して生活態度や将来を具体的に描くことができるようになる等の変化が見られており、これらは本事業から派生して起こった効果であるといえることができる。</p>
<p>持続性 ※DAC評価5項目の自立発展性に相当。</p>	<p>【持続性がある】</p> <p>事業終了時点において、カウンターパートのDSWD第三地域事務所と研修プログラムの引継ぎについて協議を終えており、事業終了後はDSWD第三地域事務所が研修プログラムを継続して実施していくことが承認された。10月～12月に来年度の予算計画についてDSWD内で協議が行なわれる予定となっており、ハウスペアレント向けの研修プログラムについても予算を確保する旨、同意を得ている。また、ハウスペアレントの基準がDSWD第三地域事務所によって承認されたことにより、対象地域において施設で生活するこども達のためのよりよい養育が実現するための政策ができたといえることができる。このことも事業終了後の継続性を後押しするものとなった。</p> <p>なお、事業終了後も予算が確保され、研修プログラムの実施に関わる活動が確実に継続されるようフォローアップを担当するプロジェクトスタッフを当会でも配置し、DSWD側に引き続きアプローチを行なっていく予定である。</p>

3. 市民参加の観点からの実績

現行事業実施期間中に技術支援にご協力をいただいた東京都社会福祉協議会の児童部会とも良好なパートナーシップを築くことができ、児童部会が主催する施設長会議において定期的に現行事業の

進捗・実績報告をさせていただくとともに、フィリピンの児童養護施設を取り巻く環境や入所児童の現状、施設や子ども達が抱える課題についてプロジェクトマネージャーが共有するセミナーの実施等も積極的に行なった。

また、本事業で本邦研修の受け入れ等の活動にご協力いただいた児童養護施設を対象とし、2013年より当会独自の事業として実施している「チカラプロジェクト」の一環として、美容業界のプロフェッショナルの方々、また、美容を学ぶ学生達をボランティアとして施設の文化行事等に派遣し、日本の児童養護施設の子ども達のための活動も行なっている。

2013年11月2日～3日には貴機構が主催するPCMセミナーの計画・立案コースに当会日本事務局の2名が参加をさせていただいた。研修を受講する前は、明確な指針がない中で事業を進めることも多かったが、本研修への参加により、現行事業のマネジメント面での理解を深めることができるとともに、それ以外の事業についてもPCMの手法を活用し、職員の共通理解のもとで各事業を推進することが出来るようになった。こういった職員の能力強化により団体としてプロジェクト・マネジメント能力の向上に繋がった。

4. グッドプラクティス、教訓、提言等

上述のとおり、本事業はターゲットグループや対象地域に一定の変化をもたらしたということが出来る。研修に参加したソーシャルワーカーやハウスペアレントからは、これまでになかった内容の研修を受けることができ、自身の知識やスキルの向上に繋がった、ハウスペアレント自身が自分達の業務が子どものリハビリにおいて重要な役割を果たしていることを認識した、パートナー施設からは、研修で得た知識を日々の業務に活かすことで、ソーシャルワーカーがハウスペアレントを管理・指導していく知識や技術が向上した、ハウスペアレントが子どもの抱える背景を的確に理解し、子ども一人一人に合ったケアを提供できるようになった等のフィードバックを得ることができた。更に、子ども達への対応が改善し、ハウスペアレント自身の自信が向上するとともに、子ども達と良好な関係を構築できるようになったケースも報告されている。結果として、パートナー施設の多くでハウスペアレントに対する子ども達の不満の減少にもつながった。

また、本事業で確立したクラスターを基盤とした研修体制及びクラスター毎の活動の仕組みは、日本の東京都社会福祉協議会・児童部会に所属する都内の児童養護施設のブロック別の活動形態を採用したものである。東京都内でも特に活発に活動を実施している第6ブロック（三多摩地区）では、施設毎に代表の職員を選出し、施設間の子ども達の交流活動を企画・実施している。このような日本の技術を本事業の対象地域に移転することで、中部ルソン地域においても6つのクラスターが確立され、各クラスターにおいて当会のプロジェクトスタッフと各施設のソーシャルワーカーによる技術支援のもと、組織ごとに活動計画の作成、持続可能な組織運営の仕組みづくりやメンバーのさらなるスキルアップを目指し、活動計画に基づいて独自のセミナーや研修を実施している。本活動を通じて地理的に近い施設のハウスペアレント達が一堂に会する機会が設定され、これまで稀薄であった官民の施設職員間のネットワークが強化され交流も活発になった。

一方、実施スケジュールや予算面では、計画通りにいかず計画交渉毎や計画実施レビュー後に変更を行なった。ここでは、事業提案時点でのターゲットグループに対する現状把握不足、予算計画の不足が

課題として挙げられる。また、対象国・フィリピンの慣習や伝統を考慮した会議や研修開催時のリフレッシュメント及び食事の提供とJICA内の食費の上限に関する規定の間での調整に難しさを感じた。

本事業終了後は、中部ルソン地域における6つのクラスターの組織の枠組みを活かし、DSWD第三地域事務所を引き続きカウンターパートとし、組織のメンバーである各施設のハウスペアレント及びソーシャルワーカー間で課題の共有を行うとともに、こども達の退所後のライフスキルを向上させるためのアクティビティを企画・実施・運営可能とするための能力強化を行ない、職員が主体となってこども達に対して必要なトレーニングやアクティビティを施設滞在時に実施し、退所後に備えるという仕組みと体制をつくることを目指す。同時に、本事業において開発した研修プログラムをDSWD本省のProtective Services Bureau及びCapacity Building Bureau（能力強化局）との協力関係のもと、フィリピン全土で活用できるものに発展させることを目指す。更に、マニラ首都圏対象に研修プログラムを展開し、中部ルソン地域以外の地域にもハウスペアレントの能力強化研修を実施していく予定である。

今後に向けた提案として、JICA国内機関による技術支援の機会が増えることを希望する。貴機構が主催したPCM研修は本事業の運営にあたり非常に大きなサポートとなった。また、今後の当会の他事業の運営にも研修で得た知識や本事業の実施を通じて得た経験を活かしていくことができると考える。一方で、研修を担当された現地事務所の内部コンサルタントの方と国内機関の担当者の方でPDMへのアドバイスに相違があり、現場でのPDMの見直しが混乱したため、JICA国内機関・現地事務所・実施団体の三者間での協議の機会が適宜設けられるとよい。

以上